

# いじめの防止等に係る取組

## 1 これまでの取組の成果と課題

### 【いじめ問題の普及啓発、授業カリキュラムへの導入】

(取組・成果)

- ①児童生徒、教職員、家庭及び地域向けに、研修や講演会を通じていじめなどの道徳的課題について考える機会を提供するなど、道徳教育の充実を行っている。
- ②自然学校やトライやるウィークなどの体験学習では、社会性や豊かな人間性を育み、いじめの未然防止につなげている。また、児童生徒が主体的に考え、課題解決に必要な力を養い、成長できるための取組を進めている。
- ③インターネットを通じたいじめに対応するため、SNS活用ルールをPTAと児童生徒自らが考える取組を行うなど、生命を尊重する心や規範意識を醸成する情報モラル教育を実施している。
- ④STOPitの導入にいじめの脱傍観者授業を併せることで、いじめの未然防止を図っている。
- ⑤自殺予防のため、GRIPの開催、ゲートキーパー研修、自殺企図関連事案リスク評価シートの作成・活用を実施している。

(課題)

- ・啓発や体験活動等の取組が実際にいじめの未然防止に効果があるのか、分析する手法について検討していく必要がある。
- ・昨今増加傾向にあるインターネットやSNSを通じて行われるいじめの行為は、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民法上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させ、効果的な未然防止の取組を進めていく必要がある。

### 【相談窓口の整備、いじめに対する感度向上】

(取組・成果)

- ①管理職や生徒指導担当向け研修だけでなく、初任者、2年次、3年次、5年次、中堅教員等、様々な層に対して研修を実施する。
- ②連絡ノートや個別面談等を活用して児童生徒及び家庭と信頼関係を築くなど、日常的に教職員による児童生徒の観察を行い、相談しやすい雰囲気づくりを行っている。
- ③中学生・高校生を対象にSTOPitを導入し、いじめの未然防止や早期発見の取組を進めている。
- ④児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないため、各学期に必ず一回はいじめの市内統一アンケートを実施するとともに、いじめの認知報告の仕組みづくりを行っている。
- ⑤いくしあの総合相談窓口にて、いじめを含めた幅広い相談に対応し、必要に応じて、いくしあ内各課や関係機関へのつなぎを行っている。

(課題)

- ・教職員の能力や経験年数に差があることに加え、いじめかどうかの線引きが難しく、認知が難しいケースがある。

### 【学校への支援】

(取組・成果)

- ①スクールソーシャルワーカー(SSW)を教育委員会事務局に移管し、いじめの対応において、より学校と連携した支援を行っている。
- ②学校だけでは解決が困難な事案について、スクールカウンセラー(SC)のスーパーバイザーを学校からの要請に応じて派遣するとともに、弁護士等の専門家による相談体制(「学校支援専門家派遣事業」)を設けている。

(課題)

- ・いじめ問題に対応していく際、学校が、いじめが起こった背景やいじめに関係する児童生徒の家庭環境などを把握していく必要があるが、その内容が多様化及び複雑化しており、対応に苦慮することが多くなってきている。

### 【学校の体制強化と組織的な対応】

(取組・成果)

- ①教育委員会事務局に「いじめ防止担当指導主事」を配置し、いじめ問題の解決に向けた機能と体制を強化した。
- ②教職員が児童生徒と向き合うことができる時間を確保するため、全小学校を対象にスクールサポートスタッフの導入を行うなど、教員の働き方改革を進めている。
- ③全学校に設置しているいじめ対策組織の対応をより実効的なものにするため、組織構成員に向けて、いじめの防止・対応に係る啓発を行っている。また、いじめ対応マニュアルや事例研究等を活用した教職員に対する校内研修も実施している。
- ④自殺事案を含む、重大事態が発生した際の危機管理マニュアルを作成し、教職員へ周知している。

(課題)

- ・組織的な対応をするためには、いじめ対応組織での情報共有や、参集して対応を検討するための時間等を確保する必要がある。また、各学校にて、いじめ防止基本方針等に基づいた取組の必要性を周知する必要がある。

### 【家庭、地域及び関係機関との連携、活動】

(取組・成果)

- ①尼崎市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめ問題に関する情報共有や意見交換を通じて、学校・PTA・関係機関の連携を図っている。
- ②のびよ尼っ子健全育成事業では、学校、家庭、地域、関係機関が協力して児童生徒の健全育成に取り組み、尼崎市生徒指導推進協議会等での連携、事業を推進している。
- ③地域の主体的な取組が進むよう、子育てコミュニティワーカー(CSW)が働きかけを行う地域社会の子育て機能向上支援事業を実施している。
- ④青少年の居場所や交流の場であるユース交流センターでは、青少年等の様々な話に耳を傾け、日常的に関わりを持つようしており、いじめの未然防止や早期発見への道の1つとしての役割を担っている。

(課題)

- ・いじめ防止等に関する更なる連携した取組につなげていく必要がある。
- ・青少年の居場所や交流の場の拠点拡充が必要である。

## 2 評価結果(今後の取組方針)

### 【いじめ問題の普及啓発、授業カリキュラムへの導入】

- ・児童生徒がストレスに適切に対処し、少しでもその軽減を図り、心の安定が図られるような取組を引き続き道徳教育等、教育活動全体の中で考えていく。
- ・関係機関と連携し、児童生徒と保護者を対象に、更なる情報モラル教育の推進に取り組む。

### 【相談窓口の整備、いじめに対する感度向上】

- ・アンケート等の調査を活用し、引き続き、児童生徒の小さな変化をいじめの早期発見へつなげていく。
- ・中高校生を対象にSTOPitを周知し、より一層いじめの未然防止や早期発見の取組を進めていく。
- ・いじめ等の人権侵害から子どもを守る取組を進めるため、第三者的な立場から専門家が関わり、子どもの声を聴き、子どもの最善の利益を図る視点から、子どもを擁護する機関の設置を検討する。

### 【学校への支援】

- ・スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置・派遣を充実させ、要支援生徒への支援や学校の対応力向上のための支援を行う。
- ・各学校のいじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価において、効果的に評価・点検していくよう各学校に必要な指導、助言を行う。
- ・法的なアドバイスや精神医療的なアドバイスが得られるよう学校支援専門家派遣事業の活用を推進していく。

### 【学校の体制強化と組織的な対応】

- ・危機管理マニュアルや、いじめ防止基本方針の取組をより実践的に活用できるための、教職員向けの啓発を行う。

### 【家庭、地域及び関係機関との連携、活動】

- ・尼崎市いじめ問題対策連絡協議会や尼崎市生徒指導推進協議会等での連携を、より具体的ないじめ防止の取組へとつなげていく。
- ・青少年の居場所や交流の場がいじめの未然防止や早期発見に寄与することを踏まえ、全市展開に向けて取り組む。

